

## 改正

令和2年4月28日要項第62号

令和4年4月4日要項第67号

令和4年5月1日要項第89号

東洋大学大学評価統括本部全学委員会部会の運営に関する要項  
(趣旨)

**第1条** この要項は、東洋大学大学評価統括本部規程（平成18年規程第30号。以下「規程」という。）第2条第3項及び第4項に基づき、同条第1項第2号に掲げる全学委員会等の自己点検・評価活動を円滑に進めることを目的として設置する東洋大学大学評価統括本部全学委員会部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(部会の業務)

**第2条** 部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 諸委員会の自己点検・評価活動に関する連絡調整及び調書等の相互評価
- (2) その他部会が必要と認めた事項

(部会の構成)

**第3条** 部会は、次に掲げる者を部会員として構成する。

- (1) 大学評価統括本部長
- (2) 全学自己点検・評価活動推進委員会委員長
- (3) 事務局長
- (4) 学生生活委員会委員長
- (5) 就職・キャリア支援委員会委員長
- (6) 高等教育推進委員会委員長
- (7) 図書館運営委員会委員長
- (8) 学術研究推進委員会委員長
- (9) 社会貢献センター運営委員会委員長
- (10) 国際教育センター運営委員会委員長
- (11) ラーニングサポートセンター運営委員会委員長
- (12) 教職センター長
- (13) 井上円了哲学センター長
- (14) 産官学連携推進本部センター長
- (15) 情報化推進委員会委員長
- (16) 学長室長
- (17) その他大学評価統括本部が指定した委員会等組織の長

2 部会に部会長を置き、前項第1号の部会員をもって充て、副部会長は前項第2号及び第3号の部会員をもって充てる。

3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名した部会員がその職務を代理し、又は代行する。

(部会会議)

**第4条** 第2条に掲げる業務を遂行するため、部会会議を置く。

2 部会会議は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会会議は、第3条第1項に掲げる部会員をもって組織する。

4 部会会議は、必要に応じ、部会員以外の教職員を部会会議に出席させることができる。

(事務)

**第5条** 部会に係る事務は、大学評価支援室が所管する。

(改正)

**第6条** この要項の改正は、大学評価統括本部長が大学評価統括本部の意見を聴いて行う。

## 附 則

この要項は、2019年12月24日から施行する。

**附 則**（令和2年4月28日要項第62号）

この要項は、2020年4月28日から施行する。

**附 則**（令和4年4月4日要項第67号）

この要項は、2022年4月4日から施行する。

**附 則**（令和4年5月1日要項第89号）

この要項は、2022年5月1日から施行する。